

# 中学校教科書展示会で市民の意見提出を

## 戦争美化の教科書を子どもたちにわたさない大阪市民の会

「令和3年度使用教科書提示会」が始まりました。教科書大阪市民の会は5月29日、大阪市教育委員会教育長、指導部教育活動支援担当4ブロックの部長に、「中学校の歴史・公民教科書の採択にあたっての要望書」を提出しました（採択は4つの地区で行われます）。

「学問的成果を踏まえ、子どもの発達段階を無視し、戦争を美化する特異な歴史観・政治的主張を子どもたちに押し付ける育鵬社版・自由社版教科書を採択せず、普通の教科書会社が発行する教科書を採択されるよう要望」（要望書）しました。

教育委員会は、来年度使用される中学校教科書を8月下旬に採択を予定しています。

市民の多くの皆さんが、現在使用されている戦争美化の教科書を再び採択されることのないよう、教科書展示会に足を運び、意見を提出されることを心から呼びかけます。

教科書大阪市民の会は過去4年間にわたる月1回の学習会で明らかになった問題点を「育鵬社教科書ファクトチェック（真偽検証）100」などにまとめました。その一部を以下、紹介します。

## 間違いだらけの「育鵬社版歴史教科書」

### 1. 近代の政治体制 p.164

「共和制 国民から選ばれた代表者が「支配者」となる。」

- ▶国民の代表が「支配者」というのは驚くべきことです。これでは、アメリカ、ドイツ、フランスなど共和制をとる国々の選挙で選ばれた議員が、封建時代、世襲制で生まれながら特権を持つ支配階級と同じ存在となってしまいます。憲法で国民主権を謳っている日本についても、国会議員は、「国民の代表者」であり、決して「支配者」ではありません。

### 2. 大日本帝国憲法の制定と帝国議会 p.192

「天皇は、原則として政治的権限を行使することなく、国家統治の精神的なよりどころだった」

**\*旧版 「実際には」 → 新版 「原則として」**

- ▶大日本帝国憲法（明治憲法）では、天皇は、神聖不可侵な存在（第3条）で、「統治権ノ総攬者」（第4条）とされ、強大な「天皇大権」を持っていました。明治憲法の明文上、決して単なる「国家統治の精神的なよりどころ」などといった存在ではありませんでした。そして、実際に、明治天皇、昭和天皇は、重要な局面において、しばしば政治的な発言を繰り返し、国政に絶大な影響力を行使しました。明治天皇が、軍人ではない文官で「韓国統監」となった伊藤博文に、朝鮮の植民地化にあたって、超法規的に軍事指揮権を与えたこと、昭和天皇が、日本の軍人の謀略であった「張作霖爆殺事件」について、曖昧な返答を繰り返す田中義一首相を厳しく叱責して退陣させたことなどがその代表的な事例です。

### 3. 教育勅語 p.193

「もし、国や社会に危急のことがおきたならば、正義と勇気をもって公のために働き、永久に続く祖国を助けなさい。」

- ▶教育勅語には「祖国」と置き換えることができる言葉はありません。原文は、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」となっています。恐らく「天壤無窮ノ皇運」を「永久に続く祖国」としたのでしょう。しかし、これはこの教科書執筆者たちの特異

な思想による恣意的な「語彙の変造」です。正しくは「永遠に続く皇室の繁栄」であり、「皇運」（皇室の繁栄）と「祖国」とは、全く異なります。1948年（昭和23年）、教育勅語は、軍国主義をあおり国民主権に反するとして、国民を代表する衆議院の決議によって廃止されました。

#### 4. 大東亜会議 p. 243

- ▶この教科書は、アジア太平洋戦争中の1943年（昭和18年）に、東條英機首相がアジアの傀儡政権の代表を集めて東京で開催した「大東亜会議」について、約1ページも使って説明しています。このなかに、日本の戦争目的が、欧米のアジア植民地の解放にあったかのように錯覚させるレトリック（巧みな言葉）を潜ませています。一方で、この教科書全体は、朝鮮、台湾などに対する日本の植民地支配への批判や反省を完全に欠落させています。これでは、未来に生きる生徒たちに侵略戦争を肯定させ、彼らを誤った世界認識、歴史認識へと導く結果をもたらすことになりかねません。

#### 5. 日本国憲法の制定 P263

「日本語に翻訳された改正案を、政府提案として帝国議会で審議しました。議会審議では、細かな点までGHQとの協議が必要であり、議員はGHQの意向に反対の声をあげることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。」

- ▶この教科書は「押し付け憲法」論を展開しています。しかし、これは全くの誤りです。ポツダム宣言を受諾した日本政府は、天皇主権の明治憲法と同様の憲法草案しか構想できませんでした。当時、日本政府は、軍国主義への反省を欠き、国際連合に結実した平和と民主主義を基調とする国際秩序への理解を完全に欠落させていたのです。その結果、GHQ（連合国軍総司令部）は、日本人憲法学者の「憲法研究会案」なども参考にしてGHQ案を作成し日本政府に提示します。その後、この憲法草案の翻訳で日本の法制官僚が改変を行い、さらに、帝国議会の議論で多岐にわたる条文修正がありました。こうして当初のGHQ案とは異なった、「日本化」した新憲法が成立したのです。

戦後初期の保守党政権は、この憲法草案を積極的に支持して制定に努力し、成立後は圧倒的な国民に歓迎され受容されました。そして、今日に至るまで一字一句も修正されることなく定着してきたのです。この教科書の記述は、新憲法制定に尽力した当時の法制官僚、帝国議会議員、憲法学者などの努力をも冒瀆する、全くの虚偽と言えます。

#### 6. 歴史の旅の終わりに「日本文明」 p. 294

- ▶エピローグに、この教科書が「日本文明」という特異で荒唐無稽な言葉を忍びこませていることは大変な驚きです。このような歴史認識は、子どもたちに偏狭なナショナリズムを植えつけ、世界の中で物笑いの種となる悲惨な結果をもたらすでしょう。そもそも歴史における「文明」とは、農耕、牧畜が成立し、都市の発達によってつくられるものです。アルファベットを基本とする「ヨーロッパ文明」のもとに、「フランス文化」、「ドイツ文化」などがあり、漢字を基本とする東アジアの「中国文明」のもとに、「日本文化」、「朝鮮文化」などがあります。日本列島には、中国から朝鮮半島を通じて、稲作農耕技術、漢字、仏教、儒教、律令、文物などが伝わってきました。日本列島に生きた私たちの先祖は、それらを受入れ、咀嚼して豊かな「日本文化」を育みました。このことにこそ、多様性に富む人類社会への貢献があったのではないのでしょうか。

# 最悪の中学社会科「公民」の教科書（育鵬社版と自由社版）

## 1. 日本の平和は 自衛隊とアメリカ軍のおかげ？

（育鵬社版 公民 p. 50）

戦後の日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力に負うところも大きいと言えます。また、この条約(日米安保条約)は、日本だけでなく東アジア地域の平和と安全の維持にも、大きな役割を果たしています。

（育鵬社版 公民 p. 51 欄外コラム）

日米安全保障条約に基づく日米安保体制は日本の防衛の柱であり、アジア太平洋地域の平和と安全に不可欠です。

（自由社版 公民 p. 193）

わが国の平和と安全の基本は、日米安保条約によっている。

（自由社版 公民 p. 197）

アメリカの「核の傘」のもとで安全が確保されている

（育鵬社 公民 p. 48）

自衛隊の観閲式」の写真(安倍首相が旭日旗を持った自衛官を観閲

⇒ 日本国憲法9条の平和主義の存在や人々の平和を求める運動と世論の力によって日本の平和は守れてきました。また、戦争法で、日米安保体制が戦争の危機をいっそう高めています。育鵬社版、自由社版の教科書のように軍事力一辺倒ではない、多面的多角的なものの見方ができる人に育ってほしいと思います。

## 2. 愛国心が大切

（育鵬社版 公民 p. 11）

人は一つの国家にきっちりと帰属しないと「人間」にもなれない

（育鵬社版 公民 p. 180）

このような意識や国家への帰属意識、国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ちを愛国心といいます。この愛国心が、多様な人々をひとつの国民へとまとめる重要な役割を果たします。

（自由社版 公民 p. 31）

愛国心は国家の維持や繁栄と密接につながっています

（自由社版 公民 p. 33）

「あなたが国家のためにできること」を生徒に書かせる

⇒ 育鵬社版、自由社版の教科書では、愛国心の名のもとに「国家の名誉や発展」のために個人の犠牲を求めています。個人の尊重される教育が必要です。

### 3. 個人の権利より、権利の制限が詳しい

(育鵬社版 公民 p. 47～、自由社 公民 p. 70～)

「基本的人権」よりも権利を制限する「公共の福祉」や義務の説明が多い

(育鵬社 公民 p. 33)

現代にいろいろなトラブルが起こる背景には、義務を忘れ、権利だけを主張する風潮がある…それ(きまり)を適切に運用するために、おのおのが義務と責任を負っているということ  
を自覚する必要があるのです。

(育鵬社 公民 p. 47)

憲法の理念に沿って国民生活を営むためには、この三つの義務に加え、すべての国民が憲法を尊重し、等しく憲法に保障された権利と自由を享受できるよう心がけなければなりません。

⇒ 育鵬社や自由社の教科書では、まるで「人権は制限されるの当たり前で、権利の行使はなるべく遠慮せよ」と言っているようです。民主政治の基本としての基本的人権の尊重の内容がしっかりと理解できない教科書はいりません。

### 4. 日本は君主制？天皇を「元首」扱い

(育鵬社版 公民 p. 42～45、自由社版 公民 p. 66～69)

「国民主権」の多くが「天皇」の記述

(育鵬社版 公民 p. 43)

天皇は…日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルとなっています。

(自由社版 公民 p. 66)

自由社もほぼ同様の記述

⇒ 象徴にすぎない天皇を持ち上げ、国民の主権の行使を軽視している育鵬社版、自由社版の教科書は、未来の主権者を育てるためにふさわしくありません。

### 5. 日本国憲法の尊重よりも改正を

(育鵬社版 公民 p. 73)

「日本国憲法の課題」として生徒に憲法改正案を作成させる。

(育鵬社版 公民 p. 52、自由社 公民 p. 63)

「各国の憲法改正回数」を示し、日本も改正すべきとの考えに誘導。

(自由社版 公民 p. 62～)

憲法改正の論点として、9条・二院制・元首などを詳しく記述。

⇒ 一方的に日本国憲法の改正へ誘導する育鵬社版、自由社版の教科書では、公平、公正な教育はできません。日本国憲法を尊重する教育を望みます。

(連絡先) 教科書大阪市民の会・事務局 大阪市学校園教職員組合 (06-6910-8700)